

## 博士学位論文審査報告書

大学名 早稲田大学  
研究科名 人間科学研究科  
申請者氏名 岡本 満喜子  
学位の種類 博士（人間科学）  
論文題目 交通事故の事実関係判定指標と責任判断機序  
論文審査員 主査 早稲田大学教授 石田 敏郎 博士（人間科学）（大阪大学）  
副査 早稲田大学教授 中島 義明 文学博士（東京大学）  
副査 早稲田大学教授 鈴木 晶夫 博士（人間科学）（早稲田大学）  
副査 早稲田大学教授 浦川 道太郎

本論文は交通事故に関連して生じる刑事、民事および行政上の責任のうち、紛争が最も多い民事責任に関して、心理学による責任帰属過程の検討から得られた知見を活かすことを目的としたものである。紛争の現場では事実関係自体に争いがあることが多いため、責任帰属の前提となる事実関係を確定するための証言の信用性の判断に用いられる指標を、分析的な研究結果から提案している。また、民事上の責任判断は主に過失割合の判断として現れることから、交通事故事例を用いて一般人の感じる過失割合と法律の専門家である裁判官が作成した認定基準を実験的に比較検討し、基準の構造と大学生の判断が類似していることを明らかにした。さらに、事実関係は同じでも、当事者と観察者では帰属の判断が異なることから、事故の加害者、被害者、観察者の立場からの検討を行い、判断が複雑な場合は立場による差はみられなかったが、判断が単純な事例では関係者は自分の責任を重く判断し、客観的立場では目立つ動きをした第2当事者の責任を重く判断することを明らかにした。一般の大学生と法科大学院生の比較では、法科大学院生は個別の判断要素に着目し、車・歩行者問わず、道路交通法に違反をした当事者の責任を重く判断することを明らかにした。

本研究は、裁判官の主観や感覚に基づき作成された交通事故の過失割合の認定基準が、国民の感覚に合っているかを実験的に検討した研究であり、今後の認定基準改定の際の指針となると考えられる。なお、本論文は以下の6章から構成されている。

- 第1章 交通事故をめぐる事実関係の認定と責任判断上の課題
- 第2章 簡易な事実関係判定指標の開発
- 第3章 過失割合判断における認定基準と大学生の責任判断との相違
- 第4章 過失割合判断における当事者・観察者の立場による相違
- 第5章 過失割合判断における法科大学院生と大学生の相違
- 第6章 総合論議

第1章は序論であり、交通事故による責任の種類と民事責任の特殊性について述べ、民事責任では実態上不当な解決を避ける必要性が高く、そのためには事実認定と損害額の算定の段階で適切に判断が行われる必要があるとの主張が述べられている。事実認定に関し、予測的、事後的に証言の真偽を判定しようとする研究があるが、実際の判定に用いるには現状で

は手がかりが十分でなく、新たな指標を開発する必要があることを述べている。次に、認定した事実に基づき損害額すなわち責任の判断を行うが、この責任判断の過程は「帰属」理論として研究されている。本論文では、帰属理論の過去の研究を入念に調査し、刑事責任はある程度判断の過程が明らかになっているが、民事上の過失割合の観点から責任判断を取り上げた研究はみあたらず、そうした研究の必要性が述べられている。

第2章は、一般人が証言の信用性を判定する指標の開発について述べられている。民事責任の判断は、証拠から事実を認定し、損害賠償の額を算定するという流れで行われる。事実認定に関し、実際の紛争では当事者によって主張する事実関係が異なることがしばしばあるため、裁判によらなくても、一般の人が事実関係の真偽を判定できる簡易な方法を開発する必要がある。そこで、交通事故判例10事例から裁判所が証言の信用性判断に用いた要素を抽出し、証拠の種類、内容ごとに整理し、チェックリストを作成している。次に、別の交通事故判例10事例を対象に、チェックリストの有効性に関し、バリエーションツリーによる分析を用いて詳細に検証している。その結果、チェックリストによって裁判所が用いたうちの8割の要素を抽出でき、チェックリストは有効に機能していることを明らかにしている。

第3章では、一般人の過失割合の判断と認定基準の違いについて述べている。大学生に交通事故事例を図示して適当と考える過失割合の値を取得し、認定基準と比較している。その結果、大学生はまず当事者に着目し、当事者が車同士か車対歩行者かで判断方法を変え、次に過失割合の判断要素（加算要素と減算要素）に個別に着目しており、認定基準の構造と大学生の判断が類似していることが分かった。そして、両当事者に加算・減算要素がある判断が複雑な事例は判断が難しいため、中間値に近づくことを明らかにしている。

第4章では、立場による判断の違いについて述べている。調査対象者を第一当事者（1当）の立場、第二当事者（2当）の立場、客観的立場で判断する群に分け、各立場から事故を撮影したシミュレータによる映像を提示し、過失割合に関する回答を得ている。その結果、判断が複雑な事例では加算・減算要素に着目して迷う影響が強く、立場による差はみられなかった。これに対し、1当に加算要素しかない判断が単純な事例では立場による差がみられ、1当・2当の立場とも自分の責任を重く判断し、客観的立場は映像で目立つ動きをした2当の責任を重く判断することを明らかとしている。

第5章では、法科大学院生と大学生の判断、および認定基準を比較している。法科大学院生に、第3章で用いた事例に加え裁判例だけがある4事例を図示し、過失割合の回答を求めた結果、法科大学院生は交通弱者保護という一般的な価値観よりも個別の判断要素に着目し、自動車・歩行者問わず、道交法違反をした当事者の責任を重く判断することを明らかとしている。

第6章は総合考察である。大学生の責任判断の過程は、基準の構造と類似していた。判断要素の評価には道交法の知識を用いたが、判断が複雑な場合は中間値に近づいた。判断が容易な場合は、立場の違いによる当事者の見え方の違いが影響した。いずれも大学生が運転経験や道交法の知識に乏しいためと考えられる。法科大学院生は法的思考の訓練を積んでいるため、個別の判断要素に着目した。本研究で、紛争の原因となりやすい道交法や基準の適用場面が明らかになったため、的を絞った一般人および法律関係者への教育啓発やチェックリストに基づく情報収集を行うことで、紛争の削減・短期化を図れる可能性が示された。

なお、本論文が掲載された主な学術論文は以下のとおりである。

[1] 岡本満喜子・神田直弥・石田敏郎：事例分析における対象事実の真実性判断に関する実証的研究、日本交通科学協議会、Vol.4, No.2, 27-39, 2004

[2] 岡本満喜子・神田直弥・石田敏郎：交通事故事例に関する過失割合の認定基準と大学生の責任判断との相違、応用心理学研究、Vol.32, No.1, 25-35, 2006

最後に、本論文の評価を行う。交通事故の発生に伴い、何らかの損害が生じ、それをめぐって民事上の紛争が生じる。この紛争の大多数は、事実関係自体に争いがあることが多いことに着目し、法律関係者以外の者でも証言の信用性を判定する指標を示したことが、本論文の一つの成果である。交通事故判例をもとにバリエーションツリー法にて内容を詳細に分析し、チェックリストにより当事者証言の信憑性を確かめる方法を提案し、良好な結果を得ている。この方法は、交通事故のみでなく、他の犯罪や事故への適用可能性を秘めている。本研究では当事者の証言を中心としているが、物的証拠を加えることでより厳密になると考えられる。

次に、損害賠償額の算定は過失割合の問題として現れる。過失割合には裁判官が作成した認定基準があり、多くの紛争で判断の目安として活用されている。しかし、認定基準は裁判官が主観や感覚に基づき作成したもので、国民の感覚に合っているかを調査した研究はみあたらない。本研究では、一般人の責任判断と認定基準の差を明らかにし、判断過程の流れとそれに影響を与える要因について検討している。その結果、一般人の判断が認定基準の構造と類似していることを明らかにすると同時に、第一当事者、第二当事者、客観的立場での判断では、第一当事者に加算要素しかない判断が単純な事例では立場による差がみられ、第一当事者、第二当事者の立場とも自分の責任を重く判断し、客観的立場は映像で目立つ動きをした2当の責任を重く判断することを明らかとしている。さらに、法科大学院生は交通弱者保護という一般的な価値観よりも個別の判断要素に着目し、自動車・歩行者問わず、道交法違反をした当事者の責任を重く判断することを明らかとしている。これらの一連の研究は、交通事故の過失割合を検討する際、新たな視点を与えるとともに、今後のさらなる研究の発展が見込める。

以上のことから本論文は、博士(人間科学)の学位を授与するに十分値するものと認める。

以上